

エコオフィスで366万円の削減

～ISO14001八潮市環境マネジメントシステム～

市では、昨年8月1日から環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷削減に取り組んでいます。システムの実施範囲は、本庁舎・別館他消防署、保育所等すべての出先施設で、システムの対象は市の施策・事業がシステムの対象です。

市ではエコオフィスに取り組み、電気、ガス、水道等の使用量の削減、ごみ発生量の削減、紙ごみの再資源化に取り組んでいます。特に電気使用量、紙使用量、水使用量、ごみ発生量については、具体的に削減目標値を設定する環境マネジメントプログラムを策定しています。

平成16年度の市のエコオフィス取組状況は右のとおりです。

削減取り組み結果と削減額

平成16年度の削減目標値については、電気使用量は5%の削減（平成13・14・15年度の平均値と比較）、紙使用量は3%の削減（平成15年度と比較。以下同じ）、水使用量は10%の削減、ごみ排出量は10%削減を目標に取り組みました。

削減の取り組み結果については、電気使用による削減量が135,105kwh、コピー使用による紙削減量が47,216枚、ごみ排出削減量が13,104kgでしたが、残念ながら水使用量については1,048m³の増で削減は達成できませんでした。削減額合計で3,665,084円になりました。

電気等各項目目標	平成16年度	平成15年度	削減量	削減率	単価(円)	削減額(円)	
電気使用量(kwh)	2,985,070	*3,120,175	△135,105	△4.3	25	△3,377,625	
紙使用量(枚)	1,035,411	1,082,627	△47,216	△4.4	3.2	△151,091	
水使用量(m ³)	35,831	34,783	1,048	3.0	270	282,960	
ごみ排出量(kg)	57,976	71,080	△13,104	△18.4	32	△419,328	
						合計削減額(円)	△3,665,084

※は平成13・14・15年度の平均値です。

二酸化炭素の排出削減

二酸化炭素の排出量は、それぞれのエネルギーの使用量に排出係数を乗じて計算をします。平成15年度、16年度の二酸化炭素の排出量とエコオフィスの取り組みによる削減量は次のとおり85,574kg削減することができました。

エネルギー等	排出係数	平成16年度		二酸化炭素削減量(kg)
		排出量(kg)	削減後(kg)	
電気	0.378	1,128,356	1,179,426	△51,070
水	0.586	20,997	20,383	614
ごみ	2.68	155,376	190,494	△35,118
合計	-	1,304,729	1,390,303	△85,574

※紙使用から発生する二酸化炭素については、製紙会社の製造工程でカウントされていますので、市のマネジメントシステムの中には含めず計算しないことになっています。

省エネは一石二鳥!!

経費削減と地球温暖化防止に役立ちます。

私たちは、毎日生活するうえで、たくさんのエネルギー、資源を消費しています。エネルギーの消費は何らかの形で地球温暖化を招きます。皆さんもライフスタイルを見直して、手軽にできる地球温暖化防止に取り組んでみませんか。



- ★エアコンの温度設定は、夏28℃・冬20℃を目安に
- ★シャワーのお湯の出っぱなしに気をつけましょう
- ★洗濯はまとめて洗って、節水・節電
- ★掃除機の集塵フィルターの取り替え時期などに注意
- ★電気機器など、使わないときはコンセントを抜きましょう
- ★電気機器のつけっぱなしに気をつけましょう

問 環境課 ☎ 235

4月から変わりました 国民年金制度

◆国民年金保険料の変更

平成17年度は、月額1万3580円です。
平成17年度から29年度まで毎月月額で280円引き上げられる予定です。

◆口座振替だけの割引制度

①毎月の保険料を口座から「当月末振替」にすると、初回に2カ月分が引き落としになり、以降は毎月40円の割引になる制度ができました。

◆保険料を1年前納や6カ月前納で支払う際は、現金払いより口座振替の方が割引額が大きくなりました。

1年前納	現金払いより530円お得 (年間3420円割引)
6カ月前納	現金払いより540円お得 (年間1860円割引)

※平成17年度の保険料で計算
この制度の利用にあたっては、口座振替を「当月末振替」や「1年前納」、「6カ月前納」にする手続きが必要です。手続きは、金融機関・郵便局で。

◆学生納付特例制度の対象校が拡大

学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度です。
20歳以上で、学生本人の所得が月額以下である方

改正前

厚生労働省令で個別に定められた部の各種学校

改正後
①すべての各種学校で1年以上の課程に在籍している方

◆国内に所在する海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍している方

◆申請免除の所得基準が単身世帯を中心に緩和

申請免除とは、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合に、申請によって認められると保険料の納付が免除されます。
全額免除と半額免除の判定は、申請者とその配偶者・世帯主の前年の所得が定められた基準に該当することが要件になります。

承認された場合は、免除期間中は受給資格期間に入ります。年金額の計算では、全額免除は3分の1が算入され、半額免除で納付した場合は3分の2が算入されます。

改正前

単身世帯の全額免除の所得基準 35万円
改正後 57万円
単身世帯の半額免除の所得基準 改正前 68万円
改正後 118万円

◆若年者納付猶予制度が創設

30歳未満の方を対象に、世帯主の所得は問わず、本人とその配偶者の前年の所得が基準以下の場合、国民年金保険料の納付を猶予する制度ができました。

※所得基準は全額免除の基準と同じです。
※承認された場合は、受給資格期間中に参入しますが年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば後からその期間の保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。なお、2年を過ぎると経過期間に応じて加算額が上乘せられます。

◆第3号被保険者の届け出もれ特例措置

平成17年3月以前の届け出がもれている第3号被保険者期間を、すべて保険料納付済期間として認めるとの特例措置がされました。

過去に3号の届け出をして「保険料を納めていない」扱いの期間がある方は、自動的に保険料納付済期間に変更し、4月下旬に社会保険業務センターからお知らせを送りました。届け出をしていない方または、届け出もれがないか心配されている方は、社会保険事務所にご相談ください。

◆特別障害給付金制度が創設

制度の給付金を受けるためには、請求手続きを行なう必要があります。なお、認定されると、請求月の翌月から支給されます。
対①平成3年3月以前の任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に任意加入の対象であった被用者等の配偶者のうち、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日のある傷病により、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害の状態に該当された方に限られます。

問 国民年金課 ☎ 212・2117、
春日部社会保険事務所 ☎ 048・737・7111